

『憲法十七条』と社会的現実との照応について

豊 田 全[※]

Tamotsu TOYOTA

The Correspondence of “the Seventeen-article
Constitution” to the Social Realities

まえがき

この小論の意図は、聖徳太子によって制定せられたと伝えられる憲法十七条に盛られている思想が、当時の社会的現実、即ち当時の経済の状態や社会組織に対して、そしてまた国際状況に対して、どのように照応していたかを考察することである。

憲法十七条が推古朝の12年すなわちA. D. 604年4月3日に聖徳太子によって制定せられたというのは、日本書紀の記録に基づいている。ところがこの書紀の記録は信用できないという説もある。その理由のうちで最も尤もらしいのは、憲法の内容の中には、大化の改新が行なわれた後に憲法が制定せられたとする方が自然であると思われるところがあるからというのである。若しこの説が正しいとするならば、大化の新政はA. D. 645に着手されているから、憲法制定は書紀の記録による年よりも41年以上後になる。しかし私はこの制定の時期の確定の問題は専門の歴史学者に委せることにしたい。というのは、このような問題については、専門外の私をよくするところではないし、また憲法制定と大化改新とのいずれが先であるかということは、私の当面の問題にとって、あまり大きな意味をもたないからである。憲法十七条の思想と大化改新のもとになっている思想とは、若干の相違はあるが、大体において同じであるからである。そしてこのような憲法十七条の思想と大化改新の基本的思想とが大体において同じであったということは、当面の私の課題に答えるための便宜な手がかりを与えてくれる。というのは、大化改新は社会的現実の側に強く喰い入る社会制度又は政治制度の改新であったから、この事件を手がかりとして、当時の社会的現実を読みとることができるかも知れないし、そうして読みとられた社会的現実に対して、大化改新の根本思想ひいては憲法十七条の思想が、どのように照応するかが明らかになさるかも知れないからである。

古代社会の変動と大化改新並びに憲法十七条

古代の人間の生活の基盤は氏族社会にあったといわれる。氏族社会は、もと血縁社会⁽¹⁾であったが、次第に地縁社会に移行していった。すなわち、血縁集団たる氏族の人口が増加すると共に、その占有する

※ 倫理学・社会学研究室

土地も次第に拡大され、氏族の占有する土地の領域が拡大すると共に、人口も亦増加した。その増加は同一血縁のもの増加のみならず、他の血縁のもの編入による増加にもよった。氏族社会は、地域社会の性格をもつようになったのである。⁽²⁾このような氏族社会の発展の過程において、人間の経済生活も変化し、各氏族が支配し占有していた主たる生産手段たる土地の占有の仕方は、氏族の共同占有又は総占有 (Gesamtbesitz) から氏族統制の中心たる氏上の私的占有の状態に転化し、彼らの中には極めて強大な勢力をもつものも生まれた。このことは、氏上が、土地の占有について、氏族員 (氏人) との関係において、格別の資格をもっていなかったところの単なる氏族の首長の地位から、領主的地位に上昇したことを意味する。領主となった氏上の支配する領域は、相当広い地域にわたるのが普通であった。⁽³⁾このような「発展は、氏族社会に依存する当時の国家にとって、その基礎を脆弱にし、氏族国家における最高氏族である天皇家の地位を危くするものであった。」⁽⁴⁾

大化の改新は、このような事態のもとにある大和国家に新生命を与えるために、国家を新しく組織がえしようとしたのである。組織がえは従来の氏族社会の否定によって行なわれた。従ってこの改新は、それ自身一つの氏族であった天皇家や天皇家に次ぐ強力な氏族の変質をももたらさず筈のものであった。そのようなみずからをも改造するであろうところの改新が、天皇家の皇子とその周辺の一つの強大な氏族の統率者中臣鎌子によって断行せられたのであった。

大化改新は氏族社会に発生した土地私有形態を否定するのみならず、その源流である氏族社会の土地共有又は総占有形態をも否定しようとし、そしてそれらの占有形態に代うるに土地公領制又は国有制をもってした。これは改新の指導者中大兄皇子や中臣鎌子にオリジナルなものではなく、シナの政治的統一思想たる王土主義に基づくものであって、全国の土地は、すべて「天皇」又は「天皇によって代表される律令政府」もしくは「律令国家の領有」⁽⁵⁾とせられた。土地が国有になると、土地の私有は否定せられ、土地に関する権利として個人に与えられたのは、公有の土地 (公地) の用益権だけであった。人民は、氏族員 (氏人) 若しくは氏上が占有する私領民を天皇又は律令政府若しくは国家のものとする (収公) によって、公民となる。すなわち公民が公地 (公領地) における用益権を与えられて、その土地の主体となり、その公地を用益の対象とする。

公地の大部分は、直接又は間接に、農業的生産地として、人民の用益にゆだねられるのであるが、これらの土地は、西岡氏によると、その用益形態によって、三つに分類せられる。⁽⁶⁾第一は公私共有用益地で、政府および人民各個がそれぞれ任意に用益しうる土地であり、第二は公的専有用益地で、政府がその目的のために設定した用益地であり、第三は私的専有用益地で、人民各個にそれぞれ付与された用益地である。これら三類型の土地を、その地種の上から分けると、未墾地と既墾地 (耕地) とになり、後者は更に田地と畠地との二つに分けられる。これらのうちで、人民の生活の上からみても、国家の財政の上からみても、最も重要性をもっていたのは、田地であり、人民の私的専有用益地の大部分は、この田地からなり、また田地の大部分は人民の私的専有用益地とされた。私的専有用益地は、小部分の家敷地および家園地と大部分の田地との三つの部分からなるが、そのうち田地は口分田であって、この口分田を給付する政府の定めが、班田制といわれているところのものである。

大化改新の基盤の一つは班田制にあり、大化改新についての理解は、班田制についての入念な理解を

条件とするので、これについては、もっと立ち入って説明する必要があるであろうが、この論文では、その余裕がないので、ここではただ大化改新における班田制がどのような姿で具現し、したがって新政がどのような現実を生みだしたかについてふれておくことにしよう。

班田制によって給付せられた口分田は、いろいろな原因によって、実際においては私有地化し、単なる用益地としての田地は、私領地とほとんど変わらない経済的意味をもつことになり、折角の公地の用益制も、私領制が地積を無制限に領有することを許すのに対し、地積の上に一定の限界があるという差異があるだけで、ほとんど私領制化したのである。

ところで新政による律令的法制下の社会組織の単位は大家族制下の戸（へ）又は家（いへ）であったのであるが、口分田はこれらの戸又は家の家族員各個に給付されたので、各人に給付される田地の面積は小さくても、戸又は家を構成する家族員の口分田を全部あつめると相当広い面積になった。そして戸又は家に給付されたこの広大な面積の土地が、班田制の趣旨に反して、実際には永続的にその戸又は家の用益に供せられたので、それらの田地は人民にとって私領と同じ意義をもつに至ったのである。このように、給付された口分田は、人民の単位集団たる戸又は家の私領となり、彼らはそれらの田地を自作農的地主として領知したのであるが、この領知関係において大規模な形態をとったのは、大部分旧氏族社会の氏上の系統をひく豪族と用益田との間においてであった。即ち旧氏人や部民に比してずっと多い人口を自己の支配下にもっている旧氏上の系統をひく豪族の領知する用益田は、一般人民（旧氏人や部民の流れをくむ者）の用益田よりも著しく広大であり、豪族は必然的に大地主化する傾向にあった。豪族はこのように直接的に用益する田地に関して大地主になったばかりでなく、彼らがもっていた社会的役割（官人として公的専有用益地と深い関係をもっていた）からして間接的にも土地を用益しうる地位にあったので、彼らは大地主的地位から領主的領知権を行使する地位へと昇っていった。

以上みてきたところによって明らかなように、大化改新は、氏族社会及びその上に成立した領主的支配者の権力を否定し、全土、全人民を天皇の支配する土地と人民とに組織がえすることによって、律令的國家を建設することを意図し、着々とその意図を実行に移して行ったのであるが、実際の結果としては、意図の実現は極めて不完全であり、改新前の社会組織の否定は挫折してしまっただのである。

新政をはじめた当時、氏族制にもとづく社会組織は、なお強固であり、それを一挙にして崩すことは、当時相当に強大であった皇族の力を以ってしても不可能であったのではないか。また新政府の職員すなわち官人（これには上級のものもあり下級のものもあったが）としては、ほとんど旧氏上を採用せざるを得なかったために、氏族制の復活は、かなり容易に行なわれたのではなかろうか。氏族制の復活は単に氏族の人間関係の復活ではなく、氏族的土地制の復活でもあった。政治的形式的には公地として取り上げられた旧氏上の私領も、その大部分又は一部分は、社会的意義においては依然として、彼の私領地であり、旧氏上の伝統的領知権は、そこに依然としてあったのである。そしてその上旧氏上は新政府の官人となったから、一般の公民の用益地の領知よりもずっと広大な領知権を獲得するに至った。そこで「旧氏上は、かつて旧氏族制下において支配したと同じ地域、もしくはほとんど変わらない地域にたいして私的領知権を樹立し、これを私領地⁽⁷⁾とした。律令制下における豪族は、このようにして旧氏上の復活した形態である。⁽⁸⁾

憲法十七条が大化改新前41年に制定せられたとするならば、それは改新前の氏族社会の末期即ち氏上の勢力が強大になり、氏族の総有であった土地が氏上（天皇は最強の氏上であった）の支配下におかれた時期のこととなり、改新後に制定せられたとしても、その時期には制度の表面からではなく、実際に現実の社会的意義からいうと、氏族社会の人間生活に対する規定力は、なほ強大であり、旧氏上の勢力は改新前のそれと大差ない状態であったことが推測される。だからして憲法十七条が改新前41年に聖徳太子によって選述せられたかあるいは改新後天皇家の者またはその周辺の者によって制定せられたか、のいずれであっても、それが当時の氏族社会の状態と極めて深い関連があり、それとの関連をぬきにしては、真に理解せられえないと思われる。

憲法十七条は、わが国において、官僚制中央集権国家の理想を最初に表明したのといつてよいが、その社会的政治的背景としては、各氏族がよつてもつて成立している土地が広大になり、氏族の勢力乃至その統制者たる氏上の勢力が強大になり、天皇家のしろしめすとされた日本国の統一をゆさぶる危険が生じたが、しかし他方において、氏族の中でも最も強大な氏族たる天皇家の政治的経済的勢力も当然に強大になり、他の諸氏族を圧倒して、その上に統率権を確立し、強力な統一国家を形成しようとする機運がようやく生じて来たことが認められる。また経済的には、人口が増加し、交通が発達し、生産力が増大するに従つて、多くの小国家（氏族連合体もしくは大氏族は国家の形態をとつた）が分立していることは不便であったので、それら小国家が大国家に統一され、単一経済圏をつくることは望ましいことであつたことが認められる。

このような機運は明敏なすぐれた知識人あるいは政治家によって感得せられずにはいなかった。憲法十七条は天皇家又はその周辺におつたであろうところの、そのような明敏な知識人によって述べられた政治的理想である。当時であつて、天皇家にあり、而も最高の知識人であつたとされていたのは、聖徳太子であつた。だから書紀（A. D. 720にできた）の作者が憲法十七条を太子の作だと信じたのも、いわれないことではない。更に憲法十七条には仏教思想が濃厚に含まれており、そして太子は当時の仏教思想家のトップクラスにあつたことを思いあわせると、憲法十七条の太子制定説の生れるのも当然のような気がする。たとえ事実において、憲法十七条が太子の作でなかつたとしても、それは聖徳太子に類する人によって作られたものであろうから、その社会的意義においては大差ないものと考えられる。

日本民族は西紀元前後にすでに中国と交際し、その後も日本人が中国に渡つていったことが中国の古文書に記されている。⁽⁹⁾その後中国との交通は絶えていないし、勿論朝鮮との交通も行なわれている。天皇家の統帥する大和朝廷が大体において日本国を統一した時期はA. D. 350年前後、多分仁徳帝の頃であると考えられるが、この頃には朝鮮に対して日本が優位していたことが物語られている。しかし日本人は長い間直接中国と接し、また朝鮮を介して中国と接することによって、当然に漢以来の高度の文化に接したであろう。このような状況が聖徳太子乃至大化改新の頃までつづいてきたことは否定することはできない。而もA. D. 589年には隋の文帝が陳を併合して中国を統一している。これは聖徳太子が憲法を制定したとなされているA. D. 604年より15年前であり、大化の新政がはじまつたときより56年前である。その間にA. D. 618年隋の煬帝が殺され、唐の高祖が天下に君臨している。このような大陸の統一への方向が、当時の日本の最高の知識人や政治家の日本全土統一の意欲を刺戟したのではないかと

思われるし、更に大陸の強大な国家形成の運動に対して、日本国を防衛しなければならないという観念が日本人の間特にトップクラスの人々に起ったのではないと思われる。

日本国内外の情勢を以上のように推定して、憲法十七条に眼をむけてみることにしよう。

憲法第一条は周知のように「和を以て貴と為し、忤(さから)ふこと無きを宗と為す」という文句をもってはじまっている。相対立する諸氏族集団の間に平和がもたらされることは統一国家形成の第一の要件であったであろう。いうまでもなく、ここにおいては、国家間(豪族によって統御されている氏族集団間)の和が、直接に説かれているのではない。人と人との間の和らぎが述べられているのである。そこで憲法は主張する。世間には理義にしたがわず、衆をたのんで無理を通そうとする者が多い。そして反対に理を本とし、義にしたがって、善を善とし、悪を悪として進退をきめる者は少ない。それ故に、「君父に順はず、乍(たちま)ちに隣里に違ふ」ことが多いのである。これに反して、上下いずれの地位にあろうとも、常に和睦の精神をもっており、討議にあたって調和が保たれるときは、すべては合理的にはこぼれ、万事は成就するものである。このようにみえてくると、第一条は個人間の和、上下間の和に關係する教示であり、諸氏族間もしくは諸国家間の和を問題にしているのではないかのようである。しかしすべての人間が争うことをやめるべきことを説くとき、それは当然、氏族(国家)の君主間の争又は氏族間の争の止めらるべきことを意味するものでなければならない。憲法が単に各人の道徳性の向上を教えるのでなく、同時に政治的意図をもっていたとするならば、それは諸氏族国家間の和の上に立ち、しかも大和朝廷によって統制された単一国家をこそ理想態としていたといわれねばならない。

憲法が単なる道徳的教説ではなく、前記のような政治的意図を含むことは、第三条以下において明瞭に読みとることができる。第三条は君臣の關係について、則るべきことをのべているのであるが、それによると、臣たるものは君の「詔を承けては必ず謹」まねばならない。君は天であり、臣は地である。「天は覆ひ、地は載す」のであって、この關係が逆になると、すべてはやぶれる。だから「君言へば臣承り、上行へば下靡く」という具合にゆけばよい。この軌道はずれると万事は崩壊してしまう。このような表現の中に、我々は新しい国家の理念は最高の統帥者のもとに臣としてつかえる者によって構成せられる中央集権的官僚国家であることを認めることができる。この理念はいうまでもなく中国の政治体制の影響を受けて形成せられたものであるが、しかしそのような体制をもって日本の社会に適用しようとしたのは、当時の社会の最高の指導層が全体的統一を必要と感じたからであろう。官僚制国家組織を明瞭に表わしているものには、この第三条の外に第十二条がある。ここにおいては更に君、臣、民の關係がのべられている。「国に二君非(な)く、民に両主無し。率土の兆民は王を以て主と為す。任ずる所の官司は皆是れ王臣なり。」とのべているのは、一君萬民の思想の表白であるが、その民のうちで王によって任命せられている官司は臣として王につかえるべきことを規定しているのである。然らばこの臣たる者は民に向って如何なる態度をとるべきであるか。それは上記の文句の前後に記してあるところによって明らかである。「国司・国造⁶⁰⁾は百姓(民)に重税をかけて苛「斂」してはならない。すべての官吏は王の臣であるから、その臣が公の賦課の外に王の民を「賦斂」するいわれはないからである。現実には国司・国造が人民を私民化し、物又は労役を賦課して、自己のために収めとっていたのであろうから、それを止めさせることは統一国家の首長としては最も肝要のことのひとつであったと思われる。

百姓に重い税などを課してはならないという第十二条の規定は、人民の福祉を重んずる精神を、臣に対して垂示したものであるということができよう。この精神は官吏(臣)のおち入りやすい、いな、現におち入っている弊害を匡正することによって実現できると考えられたものの如くである。それは裁判上の心得を臣に教えた第五条に「餐を絶ち欲を棄て(他人の饗応をうけたり、贈物や賄賂を貪る心を絶ち棄て)明に訴訟を弁へよ」人民の訟は一日に千件もあるだろう。だから年をかさねると、訴の数は莫大なものになる。このころの「訟を治むる者、利を得るを常と為し、賄を見て讞(すでに決定した罪獄を更に評議すること)を聴(ゆる)す。」すなわち「財有るもの訟は石を水に投げるが如く」(権勢・富有・大名・強縁の人は不正の訴をしても、水に投げ入れられた石が容易に水中に入るように、容易に訴に勝つことができる)「乏しき者の訴は水を石に投ずるに似」ている(やもめや貧賤のものや縁者少なき者の訴は、それが正しい訴であっても、石に投げかけられた水が石にしみわたるのはなかなかむづかしいように容易には上聞に達することはない)。このようでは貧しい人民は何にたよったらいかが分らない。人民をこのような状態におくのは臣たる者の道ではない。則ち「臣の道も亦焉に於て闕け」ているのである。と記されているのによっても分る。

このように憲法は君・臣・民の関係を明示し、人民は君の公民であり、臣は君の臣として、君と人民との間に立ち、君の公民たる人民の福祉を重視しなければならないことを思想の核としているのであるが、臣が臣の道を正すことは、人民の幸福につらなることを示したのが第六条である。第六条によると、勸善懲悪は古来人間の行動の典範である。だから善い行いをするものがあれば、それを人々に知らせ、悪い行いがあれば、それを匡さねばならない。若し臣にして上に諂い詐る者があるなら、それは国家をてん覆する有力な原因となり、君民間を離間する有力武器となる。そもそも「佞(おもね)り媚る者は、上に対しては則ち好んで下の過を説き、下に逢ふては則ち上の失を誹謗するものであるが、このような輩は君に対しては忠でなく、民に対しては仁がないものといわねばならない。このような臣の行動は大乱の本である。

我々は三条、十二条、五条、六条、等を通じて、そこに君の統制権の自覚と官僚国家における臣の役割の典範の教示、そして第三に「民」「百姓」すなわち人民の生活の尊重の思想があることを見出すのであるが、この第三の支配階級が自覚的に人民尊重の思想をもったことは、それ以前の氏族社会に於てはなかったのであり、「政治思想の中で未だその地位を与えられていなかった『民』『百姓』が、こゝに始めて支配階級から理論的に意識せられるに至ったのである。」そしてその後「政治的支配者の意識の内から人民に対する顧慮を消し去ることが永久に不可能となったのであって、その端緒を開いたという点で、憲法十七条の思想史的意義は劃期的なものがあった。」⁽⁴⁾

人民尊重の思想は、これを経済的見地からするならば、支配階級が、農業技術の改良、分割耕作の発達、生産力の増大、人口の増加等と関連して、氏族が農業経営の単位ではなくなり、家とその最下単位になり、農業に従事する人民の力又は価値を認めざるを得なくなったことに由来すると考えられる。これを政治的にみるならば、大和朝廷が他の氏族国家の君主の権勢を抑えて大大和国家を造成するためには、小君主とそれらの小君主の支配する人民との格差を縮少し、それら小君主の君主的権力を弱小ならしめることも一方法であるが、そのためには、人民の位置を高めることが有効である。しかも人民の位

置を高め、人民を尊重する旨を大和朝廷が宣言することは、人民の心を大和国家に収攬することにも役立つであろう。このような解釈が正しいとするならば、憲法十七条の含む人民尊重の思想は、経済的、政治的現実の中から生れたところのヒューマニズムであるといえる。このように我々は憲法十七条にのべられている人民の福祉に対する関心を政策の一つとしてみるができるが、しかし他方において人民尊重の思想は、当時日本の上部階層に入り込んで彼らの思想を占領していた仏教思想にもよると考えられる。更に若しも憲法が聖徳太子の作であるとするならば、この解釈は著しく正鵠をえたものといえる。何となれば、太子の著述である三経義疏中に我々は、太子が仏教的人道主義に立って「衆生」「庶民」に対する同情を表白されているのを見る⁽⁹⁾ことができるからである。憲法十七条が仏教の影響を如何に大きくうけたかは、第二条に「篤く三宝を敬へ。……其れ三宝に帰せずんば、何を以てか枉れるを直くせん。」と謳っているのにはっきりあらわれているが、ここに我々は憲法十七条を思想的に支えているのは儒教のみならず仏教であることを認めるのである。

さて我々はさきに三条、十二条、五条、六条の内容をさぐって、そこに君・臣・民の関係の典範が示されてあることを知ったが、この憲法全体を通じて最も多くの言葉が費されているのは臣の道に関してである。

第七条には官吏には如何なる人を任用すべきかについてのべ、賢哲を官に任ずれば、国家に善政がしかれ、君の嘉名が発揚され、だれもが国君の徳をたたえるようになるが、奸者が官にあると、禍乱がひんぱんにおこり、国はあやうい。だから官に人をうれば国家は永久につづくものである。となし、第八条には、官吏は皆出勤退庁を厳格にし、朝は早く登庁し、退庁はおそくすべきである。何故なれば、公事はゆるがせにすべきでないし、また事務が沢山あるので、一日かかってもそれをなしとげることは、なかなか困難であるほどだからであると官吏が守るべき卑近な服務規律をのべ、第九条には、臣たるものはすべて信を重んずべきである。群臣のだれもが信実であるならば、何事も成就するが、その逆であるならば、萬事が失敗する。とのべている。ここで信が挙示されていることは、殊に濃厚な儒教色を認めさせるが、儒教色は、群卿百寮は礼を以て本となすべきことをのべている第四条にも濃厚である。そしてここにおいて礼は信よりもより根本的な倫理であるとされているように感ぜられる。即ち礼は民を治める本であるのみならず、民が健全な生活を送りうる本も礼にある。「上礼無ければ下斉(おさま)らず、下礼無ければ以て必ず罪有り。」「群臣礼有れば位次乱れず、百姓礼あれば国家自ら治まる。」諸豪族が分立する社会を中央集権的国家体制に組織がえするには、特に上下の秩序を志念する礼が重要であることは論をまたない。第十一条には、群卿は正当な賞罰を行なうべきことをさとし、第十三条には、官吏たるものは誰も職務に精通しなければならない。何かの事故で仕事ができない者があるときは、その人の仕事をも引きうけてやるようにつとむべきである。自分が直接関係しないからとて、責任を回避し、公務の渋滞をきたすようなことがあってはならない、とのべ、十四条には、群臣百寮は嫉妬心をもってはならない。自分より勝れた者があれば、それをねたみやすいものであるが、それでは賢聖をうることはできない。賢聖を得ることができなれば、善政をしくこともできない、と教え、十五条には、臣たるものの道は私を去り公に向うところにある。私心があれば必ず恨む心があり、他人と協和しないし、法をやぶることもおこる。第一条に和の重要なことをあげたが、それはいいかえれば、私に背き公

につくことである。と教え、十六条には、官が人民を使うには、農繁期をさけるべきである。春より秋にかけては、農業と養蚕の時期であるから、そのときははずして、冬季に農民を使用すべきである。冬季以外の時期に農民を使役すると、食物や衣類が不足してしまうのではないかと論じ、第十七条には大事は独断してはならない。多くの人とよく討議して行なえ、とのべられている。これは第一条に「事を論(あげつら)ふに諧(かな)ふ(討議は皆の協和においておこなう)」ことを教示してあることを受けているのである。勿論この教示は臣たる者に対してなされているのであり、大化改新以後の詔勅にいわれている「不可独制」が君主に対していわれているのとはちがうけれども、独断を排す思想が初めて明瞭にあらわれたのは、この憲法においてである。

以上において第十条を除いては各条について幾何かの説明を行なって来たが、第十条は第一条、第二条以外の各条がすべて臣の道に関するのとは異なり、第一条、第二条と共に、いわば一般的に人間の道を述べているかのようである。即ち「忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。」人間だれもが、執する心をもっている。だから誰もが理に違ふことの可能性をはらんでいるわけである。みんなが凡夫である。是非の理を絶対に定めうる者は何処にもない。誰が賢であり、誰が愚であるかを一概に定めることはできない。誰もが賢であると共に愚である。だからして人間たるものは議論のときに忿を混えてはならない。平静な心を以て自分ひとりを正しいと思うことなく、他人と協和して討議し、事を行なうのがよい。というのが第十条の内容である。これによってみると、これは特に臣に対してのみ言われたとは思われない。恰も第一条が一般的に人間関係、特に討論の際においての基本的態度について教示しているのに対応しているかのようである。即ち第十条は第一条と同様に、この憲法の基底をなしている人間生活における『和』を主題としていっていると考えてよい。

憲法十七条にいう『和』は、これまでみてきたように、附和雷同の和でもなく、またただ従順を旨とする『和』でもない。それは議論を止揚している『協和』であり、『調和』である。それは独断を否定し、衆と共に論(あげつら)って生みだされる『諧和』である。そしてこの『和』は恐らく論語の「礼之用、和為貴」から出ているのであろうが、しかし論語においては、主題は和ではなく礼である。ところが憲法十七条においては、和が憲法全体を支える精神となり、第一条冒頭に「以和為貴」とのべられているのに対し、礼については第四条に主として群卿百寮に対する戒めの言葉として、礼をもって本となすべきことがのべられているにすぎない。憲法の作者が礼ではなくして和によって統一国家の原理たる憲法全体を統轄しているについては、それ相当の理由がなくてはならない。それは何であるか。それは憲法の作者の心の中を占領していた仏教思想の影響によるのではあるまいか。仏教の真理は究極においては、差別即無差別であり、人間の行為においては慈悲としてあらわれる。憲法の『和』は差別即無差別乃至慈悲の心によっても裏付けられた『和』ではあるまいか。この推測が必ずしも誤ってはいないことは、この憲法の中において大きな比重を占めている人民の福祉に対する顧慮や衆議の尊重などの精神によって証せられる。このように考えると、第二条に仏・法・僧の三宝を敬うべきことを説かれているのが極めて自然のことに思われる。しかし作者は儒教の用語たる『和』によって憲法の基本的精神を謳ったのである。それは恐らく「国家の問題に関する限り儒教の考えを用いた方がよいという態度をとったことを示すので」あろう。「この態度はこの後千年を通じて日本の政治思想を支配していたといつてよい。」⁽⁴⁾

概 括

憲法十七条は当時日本人にとって最も高度の文化であった仏教と儒教を思想的根底とする政治理想もしくは政治道徳をのべたものであり、作者はこれによって、当時の社会に政治的統一を与えんとしたのである。このような高度の思想は外来のものであるが、そのような思想が日本の社会において開花したについては、そこにその思想が照応するところの社会的現実が何程かあったからであろう。然らば当時の社会的現実は如何であったであろうか。

当時の産業の主たるものは農業であったが、その農業の耕作は氏族の共同耕作から氏族乃至村を構成する戸(へ)又は家(いへ)による分割耕作にかわり、土地の用益形態についていえば、氏族乃至村の総占有形態にもとづく共同用益の形から土地の占有権乃至用益権が家々に分割されたところの戸別用益の形にかわった。家はそれぞれ独立して土地の占有をなし、乃至土地を用益するのである。ところが氏上の系統をひく戸(へ)または家(いへ)は家族数も多く、占有乃至用益する土地も広域に及び、村内における勢力も強大になった。

当時の耕作の主たるものは水田であったから、水利の問題は最も重大であった。ところで水利に関する溜池や溝の構築や管理は一家が単独でなしうることはできないので、それらのことは共同でなされ、したがって水利も亦共同の事柄にならざるを得なかった。このようにして生活に密着した農村共同体が出来るのであるが、その共同体内の各家に勢力の大小があり、大なる者のランクは上に位置づけられるようになり、村における最高のランクは氏上の系統をひく家であるという状態が生ずる。ところが、数個の村を含む地域についてみると、これら最高階層の者の間にも勢力の強弱があり、彼らのうちで強者は弱者の上に位するに至る。又弱者は強者の下に組み入れられることによって自己を保全することができると考えた。ここに多数の氏族(村)が連合して大氏族ができ、その統帥者の勢力は極めて強大なものとなった。これが豪族である。豪族は広大な地域を支配し、領主(君主)として領民から年貢を取り、賦役を課する。大化の新政が行なわれる以前にはこのような領主が数多あったのである。天皇家もその周辺の豪族も極めて強大な領主の性格をもっていたことは明らかである。

改新直前に、朝廷において天皇につかえる豪族のうちで最も強大であったのは蘇我氏であるが、これも他の豪族を滅すことによって、その位置を得たのである。仏教伝来以来、崇仏派と排仏派との争いは極めてはげしかったが、両派の巨頭たる蘇我氏と物部氏は、それぞれ天皇家の内の然るべき人を味方にいれようとした。天皇家の内にも対立抗争があったからである。そしてついに用明天皇の2年(A. D. 587)4月2日天皇は三宝に帰依し、同年7月崇仏派の蘇我馬子が、厩戸豊聡皇子(徳号を聖徳太子という)と共に、今や勢力のおとろえかけたのを武力によって一挙に挽回しようとした物部守屋を逆にせめ殺している。蘇我氏と物部氏との争いは崇仏排仏という問題を中心として行なわれている如くであるが、それは強力なる両氏の大和朝廷内における権力争いであり、これは結局、馬子が守屋を滅すことにより、蘇我氏の勝利に終わったのである。これによって朝廷における蘇我氏の勢力はならぶものなき優勢を得、天皇家の崇仏と共に仏教は日本社会の中に急速にひろまることになった。

蘇我氏の勢力がいよいよ強大になるにつれ、蘇我馬子は、彼の心の内では同じく一つの豪族であるにすぎない天皇に対して、次第に服従心をもたなくなったのであろう。崇峻天皇5年(A. D. 592)11月

3日馬子は東漢直駒をして天皇を殺害させている。次に即位されたのは女帝推古天皇である。女帝は即位後約4箇月にして、厩戸豊聡皇子（聖徳太子）を皇太子ならびに摂政とせられた。かくて仏教はいよいよ隆盛をきわめることになったのであるが、それと共に蘇我氏の勢力はその極に達し、天皇家の危機を思わせるほどになった。そこで天皇家の内でもすぐれた人物、中大兄皇子は、朝臣中臣鎌子（これも豪族である）とはかり、遂に皇極天皇の4年（A. D. 645）6月12日蘇我入鹿を殺し、ここに蘇我氏が滅亡した。推古天皇の34年（A. D. 626）馬子が死んでから19年を経過している。入鹿殺害日の2日後の6月14日に孝徳天皇が皇位につき、同月19日に改元して大化となしている。この年新政に着手し、8月5日には東国の国司が任命されている。また戸籍の作製と田畝の調査が行なわれ、良賤の間に生れた子は賤とすると宣言されている。更に9月1日には諸国の兵器を収納し、9月19日には諸国の人民の数をしらべる旨、土地を売ることを禁止する旨がのべられている。そして翌年1月1日を以って大化の新政が明らかに打ち出されたのである。

日本の領域内の到る処に根城をもつ諸豪族のうち、弱小なるものは強大なるものと連合し、それを領主としてその配下に入ると共に、自己の支配権をも確保しようとした。このようにして強大なるものはいよいよ強大になったのであるが、これら強大なる豪族は大和朝廷においても強大な権力をもち、蘇我氏の如きはその随一のものであった。ところで、このような社会変動の時期に、経済面では、人口は増加し、舟運や道路の開発によって交通の便が増すにつれて、日本の領域内が数多の強力な互に対立する領主によって支配され、それらが独立の国をなしていることは、人間の生活にとって極めて不便であることが、鋭敏な人々によっては感知せられ、日本全土が一つの経済圏になることが望ましいという機運が生じて来た。日本全土を統一の経済圏にするには、そこが政治的に統一されることを要した。誰が統一者になりうるか。それには古より強大な勢力をもち、したがって日本人の精神の中に支配者の家として描かれている天皇家が最も適当であろう。天皇家こそ日本の統一者たるべきであるという観念に立つとき、他の諸豪族は如何に強大なりといえども、その支配に服すべきである。若し服さないものがあるときは、それは誅さるべきである。かくて最も強大にして専横をきわめた蘇我氏は滅ぼされたのである。また天皇家にとっては西岡虎之助氏がいうように（本論2頁参照）日本の国内に天皇の外に強力な領主があることは、天皇のしろしめす日本国家の基礎をゆるがすものであるから、これら領主の土地と人民に対する領知権を取り上げることは肝要であったのである。

目を日本国の外に転ずると、A. D. 589年、隋が天下を統一し、A. D. 618年には、その隋に代って、唐朝が成立している。隋はその政治力に物をいわせて、例えば大運河をつくりなどしており、唐は漢以来のシナ文化を擁しつつ、律令国家の建設を徹底していった。このような中国の情勢が日本に伝わらなはずはなかった。またこの間において、不安定な政情にあった朝鮮半島に対する中国の政治的・心理的圧迫は、直ちに日本の知識人や政治家に伝わったであろう。このようにして大中国の統一国家の状態は、直接的に又間接的に日本の知識人や政治家に影響を及ぼし、彼らのうち特に敏感なるものをして、あるいは中国に対する警戒心を、あるいは中国の文化、制度に学ばんとする心をいだかしめ、日本も亦強力な統一国家たるべきであると考えしめたであろう。

以上のような国内外の状況に照応して、新しい制度による統一国家を造成すべく、大化の改新が行な

われたのであるが、この国内外の状況に照応し、従ってまたこの新制度の国家に照応する政治の理念又は倫理を表白したのが憲法十七条である。このような見地に立つと、憲法十七条が先か、大化改新が先か、ということは、大した問題にならないのである。

さて当時の経済的社会的政治的情勢は統一国家の造成を要請したにかかわらず、いまだ、大衆はそれを感じずるに至っておらず、豪族の中にも、それを自己の利益と相反するものとする者が多く、更にその統一国家の主動力となった大和国家の勢力は未だその任務にたえるほどに成長していなかった（天皇家の外の諸豪族の勢力に依拠することなしには新政を行なうことができなかつた）ために、一応は律令国家の体裁をととのえはしたけれども、それが日本全国に浸透するまでにいたらず、完成に至る前に、すでにそれはくずれて行ったのである。即ち例えば、律令国家の基盤をなす諸豪族の私領地、私領民の廃止が徹底する前に、再び私領私民を領有する領主（豪族）の力は強大になって行ったのである。かくて憲法十七条の教示する理念も、律令国家における実現の端緒において、すでに非実現への方向を示し、文字通り理念として終わったのである。

—1964. 9. 23 秋の彼岸中日—

注

- (1) ここで血縁というのは、必ずしも生物的なそれを意味しない、社会的に形成せられた血縁の確信の意味をも含む
- (2) うじ(氏)が血縁集団であるという見解を、津田左右吉博士は、正面から否定した。博士によると、農民の社会の基本単位たる村が氏である。それは氏上と氏人とは異なるが、氏上と氏人とは血縁がない。氏人はそれぞれ家をつくり、村の内にいる。その村の性質についていえば、「農民にとっては耕作する土地が生活の基準であるから、血族を同じくすることよりも同一地域に生活することの方がいく層か重要である」から、村は血縁によってあつまった集団ではない。(津田左右吉；上代日本の社会及び思想、280頁以下及び550頁以下)

日本の氏が津田博士のいうような村の性格をもっていたことについては多くの学者が賛同しているのであるが、しかし氏を単に土地のみの紐帯による集団となす見解については、訂正が加えられている。例えば藤間生大氏は家があつまって村を形成するという事は津田博士と同じだが、しかしその村の結合の仕方は、地縁的であると共に血縁的で、それは『氏族共同体』と『村落共同体』の中間の『親族共同体』であるとした。(藤間生大；日本古代家族)

有賀喜左衛門氏は、その著『日本上代の家と村落』において、家から構成されている村において、村民を結合するのは血縁ではないが、同族的な系譜である、即ち村は同族集団であるとしている。

これら諸氏の表現の仕方は異なっているが、事実の認定には大差がない。

- (3) 氏は多数にあつたのであるが、それらの氏は連合して大氏族になる。大氏族は豪族ともいわれる。そして氏が連合して大氏族になる過程は、国家への成長である。氏族社会においては、各氏族(村)はそれぞれ君主をもち、村々の君主は、より強大な君主の下に入って行き、そこに大氏族が成立するのである。だから氏族社会には次第に大氏族ができ、それらは、それぞれ一つの国家形態をなしていったと考えられる。(中村吉次；日本社会史、古代社会)「村々の君主は、次第に強い村の君主に従えられてゆき、村々は大きな村の下に、併合せられていって、大きな村の称する国名が、村々をもこめてしまうことになった。」(折口信夫；古代研究、第一部、189頁)
- 天皇族は、これらの氏族の中で最も強大なものであったと考えられる。

氏上が氏族(村)の君主の性格をもち、村が国家へ発展したについては、生産力の増大にともない、分割耕作が進展し、家族の独立性が増強されたことが基盤になっている。独立した各家の間で強弱ができ、それらの位置は固定し、氏族の氏上(村の首長)は特定のものに固定して来た。分割耕作をされる水田の水利の共同性が村の統制の必要性を強化し、そしてそれは村の首長の統制権を強化し、村の首長の権力を固定せしめ、それを君主化した。村の全体が土地も人もすべてを含めて君主のものであるという風になって来た。氏上は身分的権威と経済的

権力を併せもつに至ったのである。(中村吉治; 前掲書)

このような氏上が上下の関係において連合していったのである。

- (4) 西岡虎之助; 荘園史の研究, 上巻, 一, 荘園の成立, 3頁
- (5) 西岡虎之助; 前掲書, 3頁~4頁
- (6) // // 4頁
- (7) // // 72頁
- (8) 家永三郎氏は『日本道徳思想史』において, 大化改新において氏性制度は一応廃止せられたが, 新しい国家体制において, 氏性階級上層部出身の高級官僚には, 莫大な政治的経済的特権が供与せられる一方庶民に対しては, 過大な負担が課せられ, 旧支配階級はここに貴族としての地位を確立した, といっている(日本道徳思想史, 21頁)
- (9) 漢書地理志に「楽浪の海中に倭人あり, 分れて百余国となる. 歳次を以て来り献ず」とある.
- 後漢書に倭国王の使が正月に後漢の光武帝のもとに行つて物を贈り, 光武帝が奴国王に印を与えた旨が記してある。(A.D.57)
 - 後漢書東夷伝に倭の国王帥升らが生口160人を後漢におくり, 謁見を求めたことが記されている。(A.D.107)
 - A.D. 238年6月に倭の女王が大夫難升米らを帯方郡(今のソウルのあたりで, 当時魏の属郡であった)に遣わし, 魏にゆき物(男生口4人女生口6人斑布2匹2丈)を贈ろうとし, 帯方郡の太守劉夏は倭の使を洛陽に送っている. 12月に魏王がこれにこたえ, 詔して倭の女王を親魏倭王とし, 金印紫綬を与え, 難升米を率善中郎将としている。(魏志倭人伝)
 - この当時の中国の鏡(赤烏元年の銘のある鏡)が甲斐国西八代郡の古墳から出ている. 赤烏は蜀, 魏と共に三国の一つである呉の大帝の時の年号であり, 赤烏元年はA.D.238に当る.
 - 魏の景初3年(A.D.239)陳是の銘が入っている鏡が和泉国泉北郡黄金塚から出土している. この外魏志倭人伝には大陸と日本との交通を証する数々の記録がある.
- (10) 第十二条には「国司」とか「率土の兆民, 王を以て主となす」という言葉があるが, このような言葉は, 大化改新以後の制度を前提しなければ, 出ない筈である. 何となれど, 推古朝の頃には, まだ豪族が私有地, 私有民を擁していた時代であつて, それらの民にとっては, 各領主こそ主であつたから, 率土の兆民, 王を以て主となすなどとはいわれなかつたであろうし, 更にこの訓戒を与えられた「国司」なるものは, 未だ存しなかつたからである. というような抗議をすることによって, 憲法十七条は太子の作ではなく, 改新後の作であると主張するものがある. しかしこの訓戒は, 豪族の私有地, 私有民の類をすべて視界外におき, ただ政府の屯倉等の直轄地とそれを管理する群郷百寮のみを眼中において与えられたとしたらどうであろう. 屯倉へ派遣された官吏を「みこともち」として国司と書かれたとしても, さほど突飛ではあるまい. 太子がこうして用いた「国司」なる語が大化改新以後の制度において起用されたとしても不自然ではなからう. 和辻博士は以上のような見解をのべておられる。(日本倫理思想史, 上巻, 140頁~141頁)
- (11) 家永三郎; 日本道徳思想史, 22頁~23頁
- (12) 聖徳太子の人道主義思想は三経義疏中とくに維摩経義疏と法華経義疏の内によくみられるのであるが, 一般に太子が憲法十七条を制定したとされている年が推古朝12年(日本書紀による)であるに対し, 維摩経義疏の起稿は推古20年正月15日, 脱稿は同21年9月15日, 法華経義疏の起稿は同22年正月8日, 脱稿は同23年4月15日(太子伝補関記, 太子伝暦参照)になっているので, 憲法によるこの思想の表白の方が約十年先立っているといえる.
- (13) 和辻哲郎; 日本倫理思想史, 上巻, 138頁~139頁